

Title	三田哲学会規約 奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	三田哲學會
Publication year	1959
Jtitle	哲學 No.36 (1959. 7)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000036-0179

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田哲学会規約

第一条 本会は三田哲学会と称し慶応義塾大学文学部哲学
科関係者及び本会の趣旨に賛同する者を以て組織する

第二条 本会は広義の哲学の研究普及を計りこの目的を達
成するために左の事業を行う

- 一 会員の研究助成
- 二 会員の研究発表

- (イ) 機関誌「哲学」の発行
- (ロ) 研究会の開催

三 その他本会の目的達成に必要な事業

第三条 本会に左の機関を設ける

委員会

(イ) 委員会は慶応義塾大学文学部哲学科教授 助教授
及びその推薦による者を以て組織する

(ロ) 委員会は委員の中から会長 会計監督 編集委員
を互選する 役員の任期は二年とする

(ハ) 委員会は会員の中から幹事若干名を委嘱する

第四条 本会の事務所は慶応義塾大学文学部哲学科研究室
内におく

第五条 本会の趣旨に賛同し所定の会費を負担する者は会
員となることができる

第六条 本会の経費は会費及び寄附金補助金を以てこれ
にあてる

第七条 会員は機関誌「哲学」の配布をうけ研究会に出席
することができる

第八条 規約の変更及びその他重要事項の決定はすべて委
員会の決議による

附則 本会の会費は当分の間年額五百円とする

(但し三十二年度にかぎり学生会費は参百円とする)

哲 学

第三十六集

昭和三十四年七月卅一日印刷 定価三〇〇円
昭和三十四年八月五日発行 書留送料七〇円

編輯者 三 田 哲 学 会

東京都港区芝三田二丁目慶応義塾大学内

右代表者

橋 本 孝

印刷者 合名会社 大川印刷所

横浜市中区本町四丁目三九番地

右代表者

大 川 俊 郎

編輯所 東京都港区三田 慶応義塾大学内
発行所 三 田 哲 学 会